

『豊山町成年後見センター』の概要（案）

1 設置及び運営の主体

設置主体：豊山町

運営主体：社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会（受託）

2 実施する事業

(1) 広報機能

パンフレットの配布、講習会の開催等により、住民・関係団体への周知啓発に努める。

(2) 相談機能

住民からの相談に対して、地域の専門職団体等関係団体の協力を得て適切に対応する。

(3) 成年後見制度利用促進機能

家庭裁判所と連携を図りながら、親族・専門職・法人等を候補者とする受任者調整等を行う。

(4) 後見人支援機能

後見人からの相談に対し、地域連携ネットワークを活用して円滑な支援を図る。

最初は、(1)(2)を実施し、順次(3)(4)を実施する。

3 国の基本計画で提示されている「中核機関」の役割

成年後見センターにおいて、以下の役割を果たすものとする。

(1) 司令塔機能（地域の成年後見利用促進構想の進捗管理を行う）

(2) 事務局機能（地域における「協議会（仮称）」を運営する）

(3) 進行管理機能（適切な成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断等を行う）

但し、(1)は豊山町が、(2)(3)は豊山町社会福祉協議会が中心となって実施する。

4 実施体制

○ 令和3年4月開設（予定）

○ 組織

・ 専門相談員等を配置する。

・ 専門職からアドバイスを受けられる体制を整備する。

○ 地域連携ネットワーク

成年後見の適切な運営を担保するために、専門職団体や関係機関によって構成する「運営協議会」「受任調整会議」（いずれも仮称）を設置する。

○ 事業予算は、今後検討のうえ要求していく。

（人件費、事業費、事務費）